

FA×送信 送信枚数2枚
会員各位

静岡発第263号
平成16年12月14日

静岡県司法書士会
会長 望月真由美



法務局からのお知らせ

平成17年1月17日、「小笠町」、「菊川町」が合併し新たに「菊川市」が誕生することに伴う登記事務については、下記のとおりになりますのでお知らせします。

小笠町及び菊川町の合併に伴う登記事務について（お知らせ）

寒冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、静岡地方法務局より、標記の件につきまして、通知がございましたので、会員各位にお知らせいたします。詳細につきましては、下記のとおりご確認をお願い申し上げます。

総第1816号
平成16年12月9日

係 団 体 御 中



静岡県 池田 静 典
静岡地方法務局長



小笠町及び菊川町の合併に伴う登記事務について（連絡）

平素、当局の業務運営につきまして、随分の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、平成17年1月17日をもって、小笠町及び菊川町が合併し菊川市が誕生することになっておりますが、合併後の菊川市の登記事務につきましては、合併前と同様に静岡小笠出張所が取扱うこととなります。
つきましては、2町の合併に伴う登記事務に関しまして、別紙「法務局からのお知らせ」及び「法務局のお知らせ—小笠町、菊川町合併に伴う登記事務について」のとおりお知らせしますので、登記申請等に際しまして、御留意いただきますようお願い申し上げます。
なお、費管下各機関への周知につきましても、御分の御高配を賜りたく、併せてお願い申し上げます。

- 1 旧2町の土地・建物等の登記事務は、平成17年1月17日以降も静岡地方法務局小笠出張所が取扱います。
- 2 旧2町の土地・建物登記簿の所在及び登記簿に登記された所有者、抵当権者等の住所は不動産登記法により新しい市名に変更されたものとみなされます。
- 3 旧2町の会社・法人等の登記事務は、平成17年1月17日以降も静岡地方法務局小笠出張所が取扱います。
- 4 会社・法人の本店、主たる事務所及び役員住所は、商業登記法により新しい市名に変更されたものとみなされます。
- 5 旧2町合併後に「菊川市」に会社を設立する場合、または、会社の高号・目的を変更する場合は、静岡地方法務局小笠出張所に備え付けの商号見出簿を調査して「同一または類似の商号」に該当しないことを確認して、登記申請をお願いします。
なお、合併前に存在する会社には、類似商号禁止の規定は適用されません。

※詳しくは、静岡地方法務局登記部門（TEL 054）—254—3555）または、静岡地方法務局小笠出張所（TEL 0537）—73—2058）にお気軽に御相談ください。

法務局からのお知らせ

小笠町、菊川町合併に伴う登記事務について

平成17年1月17日、「小笠町」、「菊川町」が合併し新たに「菊川市」が誕生したことに伴う登記事務の取扱いについて、利用者の皆様にご安心の形式でお知らせします。

1 法務局（登記所）名称・所在

- Q. 法務局の名称・所在の変更はありますか。
- A. 以下のとおり名称変更はありませんが、所在地が「小笠郡小笠町」から「菊川市」に変更されました。
- 名称 静岡地方法務局小笠出張所
所在地 新「菊川市赤土1920番地1」
E:「小笠郡小笠町赤土1920番地1」
TEL: (0537) 73-2058

2 登記管轄

- Q. 不動産（土地・建物）登記の管轄に変更はありますか。
- A. 変更はありません。「菊川市」の土地・建物登記は、静岡地方法務局小笠出張所で取扱います。
- Q. 会社・法人の登記の管轄に変更はありますか。
- A. 変更はありません。「菊川市」の会社・法人登記は、静岡地方法務局小笠出張所で取扱います。

3 不動産（土地・建物）登記関係

- Q. 不動産（土地・建物）登記簿の所在を変更する必要がありますか。
- A. 不動産登記法により新しい市名に変更されたものとみなされるので、変更する必要はありません。
- Q. 不動産（土地・建物）登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所変更手続きはどのようにすればよいのですか。
- A. 不動産登記法により新しい市名に変更されたものとみなされますので、変更する必要はありません。

なお、新しい市名に変更を希望される方は、「登記名義人表示変更登記申請書」に新市役所で発行する証明書添付して提出していただくこととなります。

他の市町村に有する不動産（土地・建物）の住所変更についても同様です。

- Q. 前記「登記名義人表示変更登記申請書」の登録免許税を教えてください。

A. 登録免許税は非課税（無料）です。「登記名義人表示変更登記申請書」は、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出して下さい。

なお、「登記名義人表示変更登記申請書」の丹紙は、静岡地方法務局小笠出張所に備え付けてあります。

- Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。

A. 登記済証の内容については、変更することはできません。そのまま有効ですので、大切に保管してください。

4 会社・法人の登記関係

- Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記手続きはどのようになるのですか。

A. 商業登記法により新しい市名に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

なお、新しい市名に変更を希望される方は、「変更登記申請書」に新市役所で発行する証明書を添付して提出していただくこととなります。登録免許税は非課税（無料）です。

おつて、「変更登記申請書」は、静岡地方法務局小笠出張所に備え付けてあります。

- Q. 合併に伴う類似商号（同一市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）が生じた場合の取扱いはどうなるのですか。

A. 合併前に存在する会社には、類似商号禁止の規定は適用されません。

なお、合併後の設立、商号変更及び目的変更をする場合は、類似商号禁止の規定の適用がありますので御注意をお願いします。

※ 詳しくは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門
TEL (054) - 254 - 3555 (代表)
静岡地方法務局小笠出張所
TEL (0537) - 73 - 2058 (代表)